別表Ｖ52の項を次のように改める。

Ｖ52	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　小松ＶＯＲＴＡＣ ロ　名古屋ＶＯＲＴＡＣ ハ　中部ＶＯＲ ニ　Ｎ34°18′ Ｅ136°35′の地点 ホ　串本ＶＯＲＴＡＣ 2　中部ＶＯＲから真方位207°07′及び188°38′の方向へのびる直線並びに串本ＶＯＲＴＡＣから真方位32°22′及び42°22′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）

別表Ｖ53の項中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、ホをハとする。

別表Ｖ58の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

表明野進入管制区の項1イ中「河和ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ34°42′Ｅ136°57′）」を「Ｎ34°42′17″Ｅ136°57′29″の地点」に改め、同項1ロ、2イ、2ロ、2ニ、3イ及び3ロ中「河和ＶＯＲＴＡＣ」を「Ｎ34°42′17″Ｅ136°57′29″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十九号

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十六条第一項の規定に基づき、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針（平成十七年国土交通省告示第二百二十号）の一部を次のように改正し、公布の日より適用する。

平成二十五年十二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一を次のように改める。

第一　趣旨

この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十二条第一項、第四十八条第一項及び第五十二条において準用する法第十九条の規定により無料船員職業紹介事業者等が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定により無料船員職業紹介事業者等が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。

第二の一中「無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）」を「無料船員職業紹介事業者等」に「すべての」を「全ての」に改める。

第四の三中「（平成十五年法律第五十七号）」を削る。

○国土交通省告示第千二百号

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十六条第二項の規定に基づき、船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年国土交通省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正し、公布の日より適用する。

平成二十五年十二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一を次のように改める。

第一　趣旨

この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条、第六十五条において準用する第十九条並びに第三章第四節第二款第一目及び第二目の規定により船員派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

また、法第六十五条において準用する第十九条の規定により船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき船員派遣元事業主が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。

第二の二（三）中「（平成十五年法律第五十七号）」を削る。

第二の九（一）中「はじめ」を「始め」に改める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を平成25年11月28日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年 12 月 12 日　農林水産大臣　林　芳正

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。